

監査公表第27号(令和6年11月22日、県公報第550号登載)
県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果(令和6年度)

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準(令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査(定期監査)

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関13機関

(2) 監査対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年5月21日～令和6年9月25日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和6年6月11日～6月14日、9月20日
久留米県土整備事務所	令和6年6月4日～6月7日
南筑後県土整備事務所	令和6年6月25日～6月28日、9月17日
直方県土整備事務所	令和6年6月4日～6月6日
京築県土整備事務所	令和6年6月18日～6月20日
朝倉県土整備事務所	令和6年6月18日～6月21日
八女県土整備事務所	令和6年6月25日～6月27日、9月19日
北九州県土整備事務所	令和6年5月21日～5月24日、9月20日
田川県土整備事務所	令和6年5月28日～5月30日、9月18日
飯塚県土整備事務所	令和6年5月28日～5月31日
那珂県土整備事務所	令和6年5月21日～5月23日、9月25日
苅田港務所	令和6年6月11日～6月12日
流域下水道事務所	令和6年5月21日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
八女県土整備事務所	収入	1	流水占用料について、令和5年10月1日に後期徴収分を調定すべきところ、調定が遅延していた。
南筑後県土整備事務所	収入	1	領収証紙により徴収した仮設建築物建築許可申請手数料について、当該納付書の紙面と彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。

福岡県土整備事務所	支出	1	陸橋緊急補修業務委託について、委託料（12節）で支出すべきところ、工事請負費（14節）で支出していた。
北九州県土整備事務所	工事	1	戸切川仮設道路撤去工事について、排水管として使用する資材単価を誤り、積算が過大となっていた。
計		4件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	工事	2	道路拡幅工事において、アスファルト舗装版破碎の施工単価を誤ったため、積算が過大となっていた。
			急傾斜地崩壊対策法面工事において、仮設材（敷鉄板）設置に係る運搬費と積込み・取卸し費を計上すべきところ、これをしなかったため、積算が過小となっていた。
計		2件	